

北名古屋市監査公表第7号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定による定例監査の結果に基づき講じた措置について、北名古屋市長から通知があったので、同条第14項の規定により、その内容を別紙のとおり公表する。

令和8年2月25日

北名古屋市監査委員 吉野修進

北名古屋市監査委員 桂川将典

8北子第10号
令和8年2月4日

北名古屋市監査委員 吉野修進様
北名古屋市監査委員 桂川将典様

北名古屋市長 太田考則
(公印省略)

定例監査の結果に係る措置状況について（通知）

令和8年1月15日付け8北監第1号で定例監査結果の報告を受けたことについて、措置を講じたので地方自治法第199条第14項の規定に基づき、別紙のとおり通知します。

＜子育て支援課＞

1 【指摘事項】

(1) 補助事業について

社会福祉団体運営費補助金について、補助金の交付を受けた団体からその構成組織に対して助成しているが、交付決定等において使途等の精査がされていなかった。

2 【措置状況】

(1) 指摘事項については、令和8年度から交付決定において、補助金の使途を精査します。

3 【監査委員意見】

- (1) 児童手当返納金等の徴収事務にあたっては、債権者との折衝経過を適切に記録し決裁することで、徴収の機会を逸することのないよう努められたい。
- (2) 児童センターきらり音楽スタジオにおいて、市外在住者と市内在住者の料金に差がないことについては、市民利用に考慮した料金設定を検討されたい。
- (3) 業務委託契約事務にあたっては、委託した業務が適切に履行されていることを確認し、契約書にて取り交わした事項の遵守を徹底されたい。また、業務の実態を契約書における取り決め事項が網羅しているか点検し、不一致が見受けられる場合には、適宜修正を検討されたい。

4 【措置状況】

- (1) 児童手当返納金等の徴収事務にあたっては、債権者との折衝記録は適切に記録、決裁し、徴収の機会を逸することないように努めます。
- (2) 児童センターきらり音楽スタジオの使用料については、施設の利用状況を勘案しながら、使用料収入を最大化できるよう検討します。
- (3) 業務委託契約事務にあたっては、契約内容の履行について確認を徹底します。また、業務実態を契約書の取り決め事項が網羅しているか点検し、不一致がある場合には、適宜修正します。

8 北 保 第 1 6 号
令和 8 年 2 月 3 日

北名古屋市監査委員 吉 野 修 進 様
北名古屋市監査委員 桂 川 将 典 様

北名古屋市長 太 田 考 則
(公 印 省 略)

定例監査の結果に係る措置状況について（通知）

令和 8 年 1 月 1 5 日付け 8 北監第 1 号で定例監査結果の報告を受けたことについて、措置を講じたので地方自治法第 1 9 9 条第 1 4 項の規定に基づき、別紙のとおり通知します。

<保育課>

1 【指摘事項】

(1) 補助事業について

ア 認可外保育所運営費補助金について、事業認定のための手続きの一部で法令等に基づかない不適切な処理がされていた。

イ 認定こども園施設整備資金借入金元利保証補助金について、申請書の添付書類に誤りがあった。

2 【措置状況】

(1)のア 指摘事項については、今後、法令等を遵守した適切な事務を行います。

(1)のイ 指摘事項については、書類内容を精査し適切な対応を行います。

3 【監査委員意見】

(1) 契約事務を実施するにあたっては、契約時に取り交わした事項が適切に履行されていることを確認するとともに、契約が完了した際の確認を確実に行われたい。また、業務仕様書等が契約の目的や履行内容に即したものであるか適宜点検されたい。

(2) 補助金の交付にあたっては、当該要綱の条文を確実に点検し事務にあたられたい。

(3) 保育園が徴収する保護者負担金については、施設における現金の管理負担軽減のため、電子決済を用いた方法を検討されたい。

(4) 被服等貸与品の管理に際しては、適正な管理方法について検討されたい。

4 【措置状況】

(1) 契約事務を実施するにあたっては、契約内容の履行について確認を徹底します。また、業務仕様書等が実態に即しているかを点検し、適宜修正します。

(2) 補助金の交付にあたっては、当該要綱に基づく適切な事務を執行します。

(3) 保育園が徴収する保護者負担金については、電子決済を用いた方法を検討します。

(4) 被服等貸与品の管理については、管理台帳を整備しました。